

学童クラブ費の見直しについて

1. 学童クラブ費の見直しについて

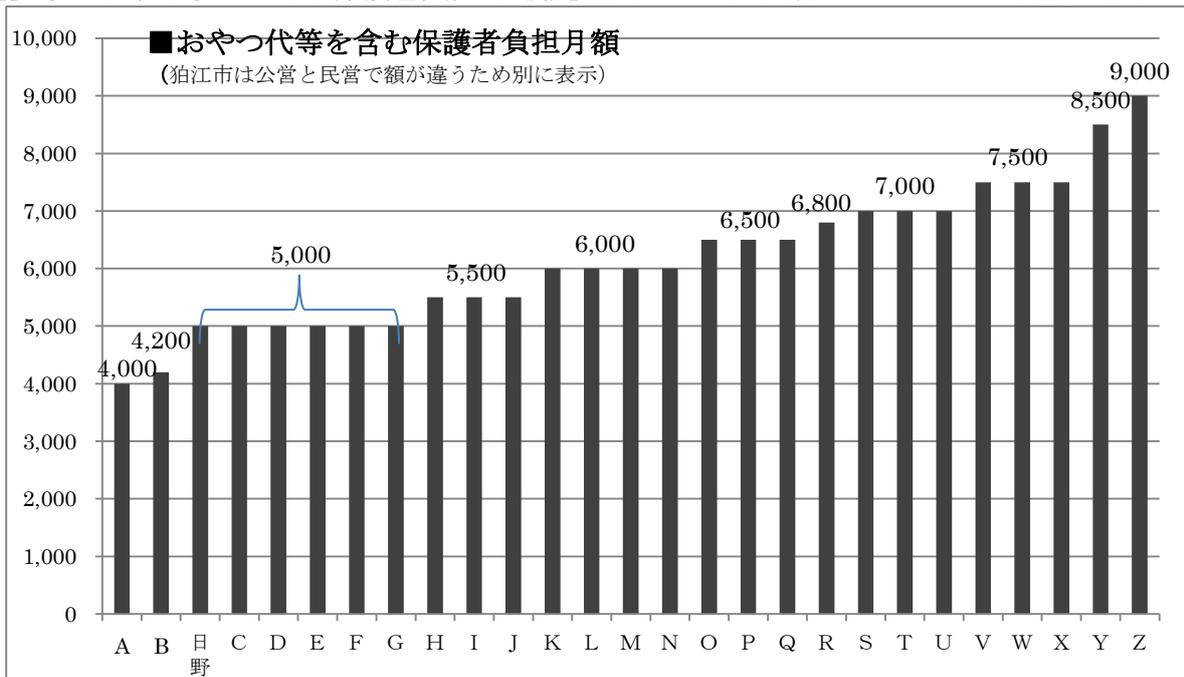
- 使用料(学童クラブ費)は、日野市全体として適正な負担をしていただくことを基本としており、社会保障に要する費用が増加し、市の財政状況も厳しい中で、今後も安定的にサービスを提供し、学童クラブ事業による支援が必要な児童が必要なサービスを受けられるようにしていくためにも学童クラブ費の見直しが必要となっています。
- 平成 11 年度に改定して以来、学童クラブ費の見直しは行っておらず、日野市全体の子育て施設の使用料見直しにあわせて学童クラブ費の適正化を図る必要があります。
- 多摩地区 26 市の中で日野市の学童クラブ費は、平均の約 6,000 円を下回る 5,000 円(6 市が同額)で、低い方から 3 番目の水準となっています。(応能負担となっている小金井・国分寺・国立の 3 市を除く)
- 第 4 次行財政改革大綱に基づき、平成 28 年度(平成 28 年 4 月)に学童クラブ費の見直しを行います。

【学童クラブ運営経費の負担割合】(平成 26 年度決算ベース)

事業経費 591,888 千円		
保護者負担 学童クラブ費 (15.8%) 93,803 千円	市負担 (39.5%) 233,557 千円	国都負担 (44.7%) 264,528 千円

※保護者負担は平成 26 年度の学童クラブ費の歳入決算額。なお、上記の額には施設整備に係る費用は含まれていない。

【多摩 26 市の学童クラブ保護者負担の比較】※平成 27 年度東京都市町村学童保育担当主管課長会資料より



※表の金額は保護者が 1 か月に負担する学童クラブに係る費用(おやつ代等の徴収は市により形態が異なる)

2. 学童クラブ費改定の考え方・内容について

経済的基盤が弱い世帯については負担増とならないようにしつつ、最低限の改正を行うものです。

- 国の平成 26 年度予算の学童クラブ運営経費に係る保護者負担の考え方では、月額約 7,000 円となっています。
- 一方、多摩地区 26 市における保護者負担の平均は約 6,000 円という状況です。
- この様な状況や受益者負担の観点から、月額 6,000 円～7,000 円程度への改定が妥当と考えます。
- しかし、大幅な値上げによる家計への影響を考えると、1,000 円程度までの増額が妥当と考えています。
- なお、経済的困窮世帯への配慮として、今後も引き続き、生活保護世帯、非課税世帯については学童クラブ費を免除し、ひとり親世帯、多子世帯についても減額することとし、改定の影響が無いようにします。

① 学童クラブ費 月額 5,000 円 ⇒ 月額 6,000 円に改定

② 生活保護並びに市民税非課税世帯への配慮
引き続き免除 ⇒ 改定の影響なし

③ ひとり親世帯
減額 2,000 円を 3,000 円とする ⇒ 改定の影響なし

④ 多子世帯への配慮
一人目 ⇒ 月額 1,000 円増
二人目以降は減額 2,000 円を 3,000 円とする ⇒ 改定の影響なし